全国子ども会安全共済会審査基準

I. 審査基準制定の目的

全国子ども会安全共済会(以下、「当会」という)の規程に基づいた審査基準を制定することにより、審査業務の適正化と標準化を図る。

Ⅱ. 審査委員会の設置

審査委員会設置規程を別に定め、全国子ども会連合会の審査委員会が審査する。

Ⅲ. 審査手順

- 1. 請求要件審查
 - (1)請求書等必要書類の確認
 - (2) 国内の子ども会であることを確認
 - (3)被共済者であることを確認
 - ①名簿での確認 (就学前3年以上の者)
 - ②掛け金が契約者から振り込まれているか確認
 - ③共済期間の確認
 - (4) 共済金受取人の確認
 - ①被共済者が子ども・・・被共済者の保護者
 - ②被共済者が 20 歳以上・・・被共済者
 - ③死亡共済金の場合・・・相続人
 - (5) 効力の有無の確認・・・規程に定める解除、無効又は取消しの事由に該当する 事実の有無

2. 請求内容審査

(1) 事故の原因

子ども会活動に原因があるか確認

(2) 事故発生の状況

子ども会活動中の事故か確認 (事業方法書第5条に規定する活動か)

- (3) 傷害又は疾病発生の有無
 - 傷病名、障害部位等の確認
- (4) 傷害又は疾病の程度

診療機関名、診療期間、診療内容等を確認

- ①医療共済金額の決定 (医療費総額の確認)・・・補足説明1
- ②後遺障害の区分(後遺障害共済金額)の決定・・・補足説明2
- ③死亡共済金・・・補足説明3
- ④支払限度額・・・補足説明 4
- (5) 事故と傷害又は疾病との関係

子ども会活動中の事故で被った傷害又は疾病か確認

(6)治療の経過及び内容

- ①事故の発生日から 180 日以内か確認
- ②事故の発生日と治療開始日等の状況を確認
- ③複数の診療機関を受診している場合の状況確認
- ④請求権が発生しているかを確認
- (7) 共済金が支払われない事由の有無

共済金が支払われない場合、共済規程に定める該当する事由について明確な 所見を審査委員会として示し、通知する。

<約款第4条>

当会は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害又は疾病に対しては、 共済金を支払いません。

- ①共済契約者(注1)又は被共済者の故意又は重大な過失
- ②共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡共済金の一部の受取人である場合には、共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし被共済者が小学生以下の 闘争行為の場合には、共済金を支払います。
- ④交通事故(自転車の単独事故、または自転車同士の衝突事故は除く。死亡共済金、 後遺障害共済金を除く)
- ⑤被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - イ 酒に酔った状態(注2)で自動車等を運転している間
 - ウ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転 ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - エ 自転車に二人乗りしている間(法令で認められる場合を除きます。)
- ⑥被共済者の妊娠、出産、早産又は流産
- ⑦戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに 類似の事変又は暴動(注 3)
- ⑧地震もしくは噴火又はこれらによる津波
- ⑨核燃料物質(注 4) もしくは核燃料物質によって汚染された物(注 5)の放射性、 爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
- ⑩⑦から⑨までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ①②以外の放射性照射又は放射能汚染
- (注 1) 共済契約者が法人である場合は、その理事又は法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
- (注3) 群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著し く平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注4) 使用済燃料を含みます。
- (注5)原子核分裂生成物を含みます。

- 2. 当会は、成長痛・野球肘・疲労骨折等、子ども会活動との因果関係が不明確な医学的他 覚所見である場合は、共済金を支払いません。また、被共済者が頸部症候群(注)、腰痛その 他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの に対しては、その症状の原因がいかなるときでも、共済金を支払いません。
 - (注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

Ⅳ. 判断基準

1. 「子ども会」

子ども会とは、地域における意図的な異年齢の集団であり、地域固有の文化の継承と 群れ遊びの体験活動を通じて、集団内での役割や地位等の経験により、一人ひとりの 子どもの成長を大人が願って組織した社会教育団体である。

その組織は、子どもの集団と大人の集団をもって構成される。子どもの集団を子ども 会と呼び、大人の集団を「育成会」と称している。また、統合的に2つの組織を広義 に捉えて、「子ども会」と総称している。

2. 「子ども会(会)員(子ども集団)」の構成

子ども会(会)員:就学前3年の幼児から高校3年生年齢相当のものが会員である。 但し、活動にあたっては、就学前3年の幼児の参加は安全共済

会に加入している保護者の同伴を必要とする。

*就学前3年の幼児から子ども会(会)員と定めたのは、幼児の発達段階を考慮して、集団活動になじめる時期と捉えた社団法人全国子ども会連合会「子ども会在り方委員会」の答申を受けて総会(平成7年5月27日)にて決定した。

育成会(会)員:活動を支える指導者と側面から援助する育成会(大人)の会員である。

地域の育成者が組織を結成し、会の目的にそって組織的、継続的な一貫

性のある活動を行う組織の一員をいう。

子ども会指導者 : 会員の意志を団体の意志にまとめ、会員ならびに会の成長発展を助ける

役を担う人をいい、子ども会活動内容を指導・支援する専門知識・技能 を有する者でジュニア・リーダー、集団指導者、特技指導者、総括的指

導者がある。

育成者(大人):子どもを育むことは地域の大人すべてがその役割を担うという考えから、

「地域の大人は、みな育成者である」という考え方である。

3. 子ども会活動

あらかじめ定められた事業計画(事業計画とは:年間行事計画と当日実施活動する 内容を時間的に整序したプログラムをいう)、に基づき秩序ある活動が進められ、

一人以上の指導者(20歳以上)または育成会員(成人)の管理下にある活動。

(1)年間行事計画書により判断し、プログラムについては、審査上必要な場合に提出依頼する。

活動開始時間及び終了時間の設定があること。

設定時間がない場合は、非該当とする。次の場合が非該当の一例である。

例示1:地域の祭礼に集合をかけずに、三々五々参加する活動

例示2:地域の祭礼に参加し、解散後、自由に楽しんでいる活動

- (2) 管理下の範囲
 - ①事業計画に伴う集合から解散まで
 - ②管理するものが現場にいることを原則とするが、状況により現場に不在の場合も 管理下として判断することがある。
- (3) 往復途中

被共済者の住所(集合住宅の場合は:専用部分の出入り口(玄関)を出てからをさし、一戸建ての場合は:敷地と道路の境を出たところとする)と指定の集合場所または解散場所とを結ぶ合理的な経路を通常経路として往復途中とする。

なお、友人を誘う(送る)ため、又は、子ども会活動に必要な物品の調達のため に経路を変更した場合は、変更経路を含め通常経路とする。

ただし、通常の経路から逸脱(注1)又は中断(注2)した場合においては、 逸脱又は中断している間は通常経路とはならない。

(注1)移動の途中で子ども会活動に関係のない目的で合理的な経路からそれること をいう。途中で公園にて数人で遊び、事故が発生するケース等。

(注2)移動の経路上において子ども会活動とは関係ない行為を行なうことをいう。

(4) 子ども会活動の一環として参加する各種研修会、研究会及び会議に参加して行う活動。

子ども会活動振興上必要な研修会・研究会および会議への参加であり、子ども会(育成会)長より派遣・参加について指示されたものをいう。

(5) 子ども会活動を進めるための準備活動の判断

年間行事計画書をもとに、行事活動の準備活動は、すべて子ども会活動とする。 具体的には、自治会活動の準備に子ども会役員として参加を依頼された場合、あ らかじめ定められた調査活動(実地踏査)と判断する。

ただし、特殊な活動を行う場合・特定の人物でなければならない場合は、子ども 会活動の調査活動に該当しない。具体的には、お祭りの電気工事の請負、とび職 的活動などと特異な技能を有する者は個人的依頼と考えること。

(6) 当日のプログラムと当日参加者の名簿

子ども会は教育的・活動目標をもった活動であるので、当日のプログラムと当日 参加者の名簿を市区町村子ども会連合組織にあらかじめ提出していること。

※当日の参加者の特定ができること

(大集会・大会等で参加人数が多い場合は、引率者が参加者を特定できるよう 把握していることをもって可とする)

(7)子ども会活動中か活動外かの判断で、子ども会活動外と判断する場合は、非該当の 事由を明確に示すこと。

V. 補足説明

- 1. 医療共済金の支払
 - (1) 健康保険等を適用した医療費総額

病院等が発行する医療費領収書、診療明細書等により総額を判断する。 医療費総額の30%が1.000円以下の場合は支払いません。

- ⇒健康保険等を適用した場合は、医療費領収書、診療明細書等を発行することになっており、そのコピーを添付して下さい。
- (2) 平常の生活に支障がない程度になおった時とは 病院等が病院等の治療を必要としないと判断した時を基準とする。 疑義が生じたときは、病院等に確認する。
- (3)治療器具の取扱いについて

規定はされていないが、健康保険等を適用した医療費総額に装具製作費用実費を含めて判断する。実務上は医師の装具装着意見書・証明書等の添付により、「治療上必要であること」を確認する。

また装具製作業者が発行した領収証により金額を確認する。

- 2. 後遺障害共済金の支払
 - (1)後遺障害診断書に、後遺障害区分の該当する等級を必ず記入してもらうように担当医に依頼する。
 - (2) 同一事故により 2種類以上の後遺障害が生じた場合 1回の事故で10級(95万円)と12級(45万円)の後遺障害が生じた場合 ※95万円を支払う。140万円(95万円+45万円)ではない。
 - (3)「一共済期間に発生した事故について、共済金額をもって限度とする」の事例
 - ①6月に事故が発生し13級(26万円)の障害を被り、8月に6級(280万円)の障害を被った場合
 - ※13級(26万円)と6級(280万円)の合計306万円を支払う。
 - ②6月に事故が発生し13級(26万円)の障害を被り、8月に6級(280万円)、10月 に2級(530万円)の障害を被った場合
 - ※13級(26万円)と6級(280万円)の合計306万円を支払うが、2級(530万円)に対しては294万円(共済金額600万円-306万円)を支払う。
- 3. 死亡共済金の支払

状況を十分に把握し、審査委員会で審査の上判断する。

- (1) 突然死以外の死亡 医師の死亡診断書に基づき判断する。
- (2) 突然死

突然で予期されなかった病死をいいます。通常は、発症から 24 時間以内に死亡したものとするが、意識不明等のまま発症から相当期間を経て死亡に至ったものを含みます。

- 4. 共通支払限度額
 - 同一事故により医療共済金、後遺障害共済金、死亡共済金が支払われる場合
 - ①6月の事故で、8月に医療共済金30万円を支払い、9月に後遺障害共済金15級(7万円)を支払う場合

※8月に医療共済金30万円を支払い、9月の後遺障害共済金は支払わない。

②6月の事故で、8月に医療共済金30万円、9月に後遺障害共済金15級(7万円)、

- 11 月に死亡共済金を支払う場合
 - ※8 月に医療共済金 30 万円、9 月に後遺障害共済金 0 円、11 月に死亡共済金 570 万円 (600 万円 30 万円 0 円) を支払う。
- ③6月の事故で、8月に医療共済金30万円を支払い、9月に後遺障害共済金12級(45万円)を支払う場合
 - ※6月に医療共済金30万円を支払、9月に後遺障害共済金15万円(45万円-30万円)を支払う。
- ④6月の事故で、8月に医療共済金30万円、9月に後遺障害共済金12級(45万円)、 11月に死亡共済金を支払う場合
 - ※8 月に医療共済金 30 万円、9 月に後遺障害共済金 15 万円、11 月に死亡共済 金 555 万円 (600 万円-30 万円-15 万円) を支払う。
- VI. 都道府県・指定都市子連の審査 請求要件審査の実施
- VII. 全国子ども会連合会の審査
 - 1. 請求要件審査の実施
 - 2. 請求内容審査

社団法人全国子ども会連合会 平成 23 年 12 月 15 日制定 平成 25 年 1 月 22 日改定 平成 25 年 4 月 1 日 実施